

神勞発基 0317 第 2 号  
平成 29 年 3 月 17 日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局長



特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の運営につきましては、格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 8 号）が平成 29 年 2 月 16 日に公示され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとされたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対し、下記告示の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨

平成 28 年に 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）を取り扱う事業場で、複数の労働者（退職者含む。）が膀胱がんを発症していることが明らかになり、同事業場に対する災害調査において、労働者が MOCA にばく露していたことが示唆された。MOCA は、ウレタン樹脂の硬化剤等として使用されている物質であり、従前より、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）において特定化学物質の第二類物質として位置づけられ、MOCA 及び MOCA を 1% を超えて含有する製剤その他の物（以下「MOCA 等」という。）を製造し、又は取り扱う業務については、事業者に対し、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等が義務付けられている。

このうち特殊健康診断の項目については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）別表第 3 及び別表第 4 に規定されているところであり、MOCA 等については、呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見するための項目を規定している。

しかし、上記の膀胱がん発症事案や、国際がん研究機関（IARC）等における MOCA はヒトに対して尿路系の障害（腫瘍等）を引き起こす可能性があるとの指摘を踏まえて、健康診断項目について専門家による検討を行い、今般、特化則において、MOCA 等に係る特殊健康診断の項目に膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目を追加する等の改正を行うこととしたものである。

## 2 改正の内容及び留意事項

### (1) 改正の内容

改正後のMOC A等に係る特殊健康診断の項目については、別表に示したとおりであるので、参考とされたいこと。

### (2) MOC A等に係る特殊健康診断についての留意事項

#### ア 特化則第39条関係

事業者は、特化則第39条第1項から第3項までの規定に基づき、MOC A等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者（以下「業務従事労働者」という。）及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの（以下「配置転換後労働者」という。）に対し、特殊健康診断を実施しなければならないが、このうち、配置転換後労働者は、事業者が過去に当該業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものをいい、退職者までを含む趣旨ではないことは、従前のおりであること。

#### イ 特化則別表第3及び別表第4関係

##### (ア) 別表第3（いわゆる「一次健康診断」）関係

- ① 「業務の経歴の調査」は、MOC A等を製造し、又は取り扱う業務について聴取するものであること。なお、本項目は改正省令により、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたものであること。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者のMOC Aへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のMOC Aの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、MOC Aの蒸気等の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のMOC Aの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

なお、本項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであり、改正省令により追加した項目であること。

- ③ 「MOC Aによる腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、MOC Aにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

また、喫煙は尿路系腫瘍の原因の一つであることから、MOC Aによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましいこと。

なお、これらの症状のうち、「頻尿」及び「排尿痛」は、改正省令により追加したものであること。

- ④ 「腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、MOC Aにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。

なお、これらの症状のうち、「頻尿」及び「排尿痛」は、改正省令により追加したものであること。

⑤ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系ぼうこうの障害（腫瘍等）を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

なお、本項目は、改正省令により追加した項目であること。

⑥ 「尿中のMOC Aの量の測定」は、医師が必要と認める場合に行う、MOC Aのばく露状況を把握するための検査であること。

なお、MOC Aは経皮吸収性があり、作業環境測定のみでは労働者のばく露状況の把握が不十分であることから、本項目についても、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等の結果を踏まえて、できるだけ実施することが望ましいこと。

また、MOC Aの体外への排泄速度を考慮すると、尿の採取時期は、連続する作業日のうちの最終日の作業終了時に行うことが望ましいこと。

さらに、本項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであり、改正省令により追加した項目であること。

⑦ 「尿沈渣検査きさの検査」及び「尿沈渣のpapanicola法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

なお、本項目は改正省令により追加した項目であること。

⑧ 「肝機能検査」は、肝臓の障害を把握するために行うものであり、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルピクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルタミルトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）の検査等があること。

なお、本項目は、これまで一次健康診断の必須項目であったが、改正省令により、一次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目に変更されたこと。

⑨ 「腎機能検査」は、腎臓の障害を把握するために行うものであり、尿中蛋白量、尿中糖量、尿比重、血清クレアチニン量等の検査があること。

なお、本項目は、これまで二次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目であったが、改正省令により、一次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目に変更したものであること。

#### (イ) 別表第4（いわゆる「二次健康診断」）関係

① 「作業条件の調査」は、労働者のMOC Aへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、本項目は、改正省令により、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたものであること。

② 「膀胱鏡検査ぼうこう」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。

なお、膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさしており、膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮

影（CT）があること。

さらに、本項目は、改正省令により追加した項目であること。

- ③ 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、呼吸器系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

(ウ) 「医師が必要と認める場合」に行う検査項目の実施の要否の判断について

MOC Aに係る特殊健康診断の項目については、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査項目を規定したが、それぞれの検査項目の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

- ① 一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査項目  
一次健康診断における必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等）の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査項目の実施の要否を判断すること。
- ② 二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査項目  
一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査項目の実施の要否を判断すること。

### (3) 施行期日

改正省令は、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

### 3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン (MOCA) 等 に係る特殊健康診断の項目

以下は、改正後のMOCA等に係る特殊健康診断の項目を示すものであり、下線は今回の変更点である。

#### 【一次健康診断】

##### 1 必須項目

- 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
- 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
- MOCAによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 尿中の潜血検査

##### 2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 尿中のMOCAの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。）
  - 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査
  - 尿沈渣<sup>き</sup>のパパニコラ法による細胞診の検査
  - 肝機能検査
  - 腎機能検査
- （備考）「肝機能検査」は、一次健康診断の必須項目から変更するものであり、「腎機能検査」は、二次健康診断の医師が必要と認める場合に行う検査項目から変更するものである。

#### 【二次健康診断】

##### 1 必須項目

- 作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）

##### 2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 膀胱鏡<sup>ぼうこう</sup>検査
- 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- 胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
- 喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診
- 気管支鏡検査

○ 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三十九条関係）			
業務	期間	項目	
(一) (二) (三) (四) (五) (略)	(略)	(略)	
三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査	
別表第三（第三十九条関係）			
業務	期間	項目	
(一) (二) (三) (四) (五) (略)	(略)	(略)	
三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 肝機能検査	

<p>(三六)</p> <p>三・三―ジクロロ 四・四―ジアミ ノジフェニルメタン (これをその重量の 一パーセントを超え て含有する製剤その 他の物を含む。)を 製造し、又は取り扱</p>	<p>(一)</p> <p>(一―三五)</p> <p>(略)</p>	<p>項目</p> <p>(略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は</p>	<p>別表第四(第三十九条関係)</p>	<p>(三七)</p> <p>(三五)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三―ジクロロ四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の三・三―ジクロロ四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>

<p>(三六)</p> <p>三・三―ジクロロ 四・四―ジアミ ノジフェニルメタン (これをその重量の 一パーセントを超え て含有する製剤その 他の物を含む。)を 製造し、又は取り扱</p>	<p>(一)</p> <p>(一―三五)</p> <p>(略)</p>	<p>項目</p> <p>(略)</p> <p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査</p>	<p>別表第四(第三十九条関係)</p>	<p>(三七)</p> <p>(三五)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(三七) (四九) (略)	う業務
(略)	気管支鏡検査
(三七) (四九) (略)	う業務
(略)	



○厚生労働省令第八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三二十六の項を次のように改める。

<p>(二十六)</p> <p>三・三—ジクロロ—四・四—ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>六月</p>	<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 三・三—ジクロロ—四・四—ジアミノジフェニルメタ</p>
---	-----------	---

を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

ンによる上腹部の異常感、倦怠感<sup>けん</sup>、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 上腹部の異常感、倦怠感<sup>けん</sup>、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五 尿中の潜血検査

六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣<sup>さ</sup>検査の検査、尿沈渣<sup>さ</sup>のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四(二十六)の項を次のように改める。

(二十六)	<p>三・三―ジクロロ―四・四―ジ アミノジフェニルメタン（これ をその重量の一パーセントを超 えて含有する製剤その他の物を 含む。）を製造し、又は取り扱 う業務</p>	<p>一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対 して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音 波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエツ クス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検 査、喀痰<small>かくたん</small>の細胞診又は気管支鏡検査</p>
-------	---	--

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。